

○議長(小林菊三君) 日程第十二請願第三号 健康センター送迎用バス実現
に関する請願書を議題といたします。

事務局をして、請願書の朗読をいただきます。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(小林菊三君) 朗読は終わりました。

紹介議員原 敏子君から、本趣旨の説明を求めます。

(十一番原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君) 請願第三号 健康センター送迎用バス実現に関する請願書につきまして、紹介議員を代表いたしまして、趣旨説明をさせていただきます。

この請願第三号は、健康センターを利用するに当たって、地域的に不便な所に送迎バスを出していただきたいというものです。

請願文の中にもありますように、予防接種のときなどは、受け付ける地区や、時間などが決まっております。しかも、予防接種を受けようとする家庭では、その対象となる子供の前後に子供を持つ家庭が多く、とて

も健康センターまで行くのに困難を来しております。予防接種は法に定められたものです。そして、社会生活を営む上で、また、その子供の健康管理のために、どうしても必要なものです。予防接種を受けるたびにタクシーやバスに乗ったり、長い距離を歩いたり、多くの母親たちがいろいろ工夫をしております。

このような状況をよくおくみとりくださいます。この請願が採択されますようお願いいたします。簡単ですが趣旨説明とさせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で、紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより本件請願に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

請願第三号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

○議長(小林菊三君) 日程第十三請願第四号 韓国の自主的平和統一に関

する請願書を議題といたします。

事務局をして、請願書の朗読をいたさせます。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(小林菊三君) 朗読は終わりました。

紹介議員 小堺仁七君から、本趣旨の説明を求めます。

(二十二番 小堺仁七君登壇)

○二十二番(小堺仁七君) 御指名をいただきましたので、紹介議員を代表いたしまして、請願第四号 韓国自主的平和統一に関する請願書に対する趣旨の説明を行わせていただきます。

この請願書に書いてありますようなことが、これはわが国に置きかえて考えてみてくださればわかるように、日本の同胞が西と東に分かれて、相争うことを考えただけでも、身ぶるいがあることは私だけではないと思います。そのようなことを考えてみましても、まことにお気の毒と申し上げる以外にはありません。平和を好む方々は全部だと思えますが、戦争を好む方はおられないと思います。

そのような意味からも、アジアの平和は無論のこと、世界の平和の一端でありますので、議員諸氏の温かい御理解をもちまして、御審議を賜りまして御採択くださることをお願い申し上げます。まことに簡単でございますが、趣旨の説明にかえさせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより本件請願に対する質疑を行います。

○十番(遠藤洋一君) 質問が二つあります。

一つは、韓国の自主的平和統一に関する請願書の韓国というのは、現在ありますところの大韓民国のことであるのかどうかということが一点。もう一点は記載の中の三番目 韓国と「北」との間、ということになっておりますけれども、「北」というのは一体どこの国のことであるのかということなのです。

○二十二番(小堺仁七君) 遠藤議員の質問にお答えさせていただきます。

まことに国際的な件でございますので、私どもで説明がつくかどうか知りませんが、私どもが申し上げております韓国というのは、無論、南朝鮮半島であると思います。また、北と申し上げているのは、北朝鮮人民共和国ということだ

と考えております。

○十番(遠藤洋一君) もしも韓国というのが大韓民国ということであれば、大韓民国が平和統一がされていかないというような請願は、とてもおかしいと思っておりますが、これは、これからの論議に任せたいと思っております。できれば、北と南のことにつきましましては、正式におっしゃっていただきたかと思っております。ほかの国のことですから、なるべく国名などについては、お間違えのなきよう、議会の皆様方の御真情ある論議をお願いいたして、質問を終わらせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

請願第四号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長(小林菊三君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。
お諮りいたします。

委員会審査のため、明十二日から十九日まで八日間休会したいと思ひますか、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって明十二日から十九日まで八日間休会することに決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後一時五十八分 散会

第三回福生市議会

定例

会会議録(第十三号)

昭和五十四年九月二十日福生市議会議場に第三回福生市議会定例会が開催された。
出席議員は次のとおりである。

一番	石川慶一郎	君	二番	仲村清信	君
三番	加藤謹之助	君	四番	高水惣八	君
五番	東浦春浪	君	六番	村尾栄次	君
七番	森田治男	君	八番	田村市郎	君
九番	小野沢久	君	十番	遠藤洋一	君
十一番	原敏子	君	十二番	松山清	君
十三番	小林菊三	君	十四番	村野武男	君
十五番	鈴木隆次郎	君	十六番	貫井喜代次	君
十七番	関米吉	君	十八番	東田正治	君

第三定
(三目)

議八八

議九十

議九十一

議九十二

議九十四

議九十一
議九十二
議九十三
議九十四
議九
第三定
(三月見)
一
請二
請三
請四
議九十

十九番	宮沢良一	君	二十番	指田保雄	君
二十一番	末次性男	君	二十二番	小堺仁七	君
二十三番	岩田博	君	二十四番	塩野鉄之助	君

一 欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠員は次のとおりである。

なし

一 議会議務局職員は次のとおりである。

議会議務局長	古谷徳男	君	議事係長	市川昭利	君	主事	小沢幸恵	君
--------	------	---	------	------	---	----	------	---

一 出席説明員は次のとおりである。

市長	石川常太郎	君	助役	篠崎俊夫	君
収入役	橋本孝蔵	君	総務部長	町田倍二	君
企画財政部長	上野重勝	君	福祉部長	森田猛	君
市民部長	生子国利	君	教育次長	内田和雄	君
建設部長	浅見裕康	君	監査委員事務局長	高水求	君
水道事務所長	田村忠雄	君	事務取扱		
選挙管理委員			局長事務取扱		
会事務局長			事		

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十四年第三回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 九月二十日（木）午前十時

日程第一

議案第八十八号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第二

議案第九十号 昭和五十四年度福生市一般会計補正予算（第三号）

（審査報告）

日程第三

議案第九十一号 昭和五十四年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

（審査報告）

日程第四

議案第九十二号 昭和五十四年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）

（審査報告）

日程第五

議案第九十四号 財産の取得について

（審査報告）

日程第六

請願第一号 戦後強制抑留者補償に関する請願書

（審査報告）

日程第七

請願第二号 鍋ヶ谷戸地区への児童公園設置に関する請願書

（審査報告）

日程第八

陳情第三号 福生市都市計画による用途地域の指定変更に関する陳情書

（審査報告）

日程第九

横田基地対策特別委員会の調査目的変更に関する動議

日程第十

閉会中の継続審査申し出について

日程第十一

特定事件の継続調査について

昭和五十四年第三回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

（追加 その一）

追加日程第一

議案第九十六号

西住宅地区周辺排水路（推進、開削部その3）工事
請負契約

追加日程第二

議案第九十七号

戦後強制抑留者の補償実現に関する意見書

午前十時

開議

○議長（小林菊三君）

ただいまから昭和五十四年第三回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長（小林菊三君）

この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

（古谷議会事務局長 報告）

一 追加議案の送付について（別添参照）

○議長（小林菊三君）

以上で報告は終わりました。

○議長（小林菊三君）

本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 貫井喜代次君 登壇）

○議会運営委員長（貫井喜代次君）

御指名でございますので、第三日目の議事運営について、去る九月十八日に開催いたしました議会運営委員

本日、付議案件は、第二日目に各委員会に付託され、休会中の委員会において結論づけられた審査報告がほとんどで、ほかに、横田基地対策特別委員会の調査目的変更の動議及び閉会中の継続審査申し出、並びに特定事件の継続調査でございまして、日程は、お手元にお配りのとおりの順序でお願いすることにいたしました。また、ただいま局長から報告がありました。また、工事請負契約については、けさほどの議運でその取り扱い方を検討いたしましたところ、本日の追加日程として最後にお願ひすることにしたし、本件は一日も早く工事に着手できるように、即決を願うことで意見が一致いたしましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、日程の途中ではありませんが、請願第一号の審査報告終了後に、これに関連する意見書の提出について全協を行うことを議運は了承しておりますので、あらかじめお含みおき願います。

さらに、理事者側から全協の申し出がございしたので、これは本会議終了後に行うことにいたしました。あわせて、御了承を願います。

以上でございますが、第三回定例会最終日の議事が円滑に運ばれますよう議員各位の御協力をお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（小林菊三君）　ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進め
ますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（小林菊三君）
これより日程に入ります。

日程第一議案第八十八号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、
 厚生委員会に審査を付託してありますので、
 委員長から報
 告を願います。

(厚生委員長 関 米吉君登壇)

○厚生委員長(関 米吉君) 議案第八十八号 福玉市国民健康保険条例の一
部を改正する条例に関する審査報告を申し上げます。

本議案は九月十一日の議会に提案され、同日当委員会に付託され、九月十二日開催の委員会において審査を行ったものでありますが、審査結果につきましては、

お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。

審査報告書の朗読につきましては省略させていただきます、審査内容についてその大略を御報告させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、本議案の提案の理由について、担当課長より、本議案は地方税法及び同法施行令の一部改正に伴い、本条例を改正する必要が生じたもので、改正の内容は、福生市国民健康保険条例第十八条の二第二号に定める保険料算定基準のうち、低所得者に対する保険料の減額——これには四〇％減額と六〇％減額の二種があるが、このうち、四〇％減額対象世帯の算定基準額を、現行十六万円から十六万五千円に改定しようとするものである。この五千円アップによる対象世帯は当初の二百世帯から二百四十世帯となり、これによる保険料減収は約九十七万円と見込まれる。なお、この措置による減額九十七万円は、全額国庫補助となることになっている。

また、附則第五項の改正は、みなし法人課税を選択した場合にかかる国民健康保険料の賦課の特例が「昭和五十四年度まで」となっていたものを「昭和五十

九年度まで」に延長改正しようとするものであるとの説明を受けて質疑に入りました。特に御報告申し上げる質疑もなく、採決の結果、全員異議なく、本委員会としては、本議案は原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、よろしく御審議の上、当委員会決定どおり御可決あらんことをお願いし、説明いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○九番(小野沢久君) この際、動議を提出いたします。

「だいま議題となっております議案第八十八号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま小野沢久君から、本案は、委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十八号は、委員会審査報告どおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第二議案第九十号昭和五十四年度福生市一般会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、の三常任委員会に審査を付託してありますので、順次委員長から報告を願います。まず総務委員長鈴木藤次郎君。

(総務委員長鈴木藤次郎君登壇)

○総務委員長(鈴木藤次郎君) 御指名をいただきましたので、議案第九十号の説明をさせていただきます。

本案中、当委員会所管分について、その審査の経過と結果を御報告申

上げます。なお、議案審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たっては、当委員会に付託されました歳入及び歳出のうち予備費について理事者の説明を受けた後、質疑に入つたものでありまして、その質疑、答弁の概要を申し上げます。

地方交付税の中で、西多摩衛生組合については、前年度に比べ二千万円ほどの減額で、交付税が確定しているというが、その減額理由は何か。市の宅地開発指導要綱に關係した一般寄付金は、何社から寄付をされたのか。さらに三多摩地区消防の五十四年度における都と市町村の負担割合について聞きたいとの質疑に対して、理事者から、二千万円程度の減額は、西多摩衛生組合において五十二年度に処理施設の整備を行っている。地方交付税の基準として、建設事業については二年度にわたって算定対象とされているが、五十四年度については対象外となったために減額となっている。一般寄付金については一企業におけるマンション分譲開発に伴う寄付金である。また、五十四年度における都と市町村との負担割合についてはまだはっきりしていないとの答弁